

第 2 1 号議案

東京都台東区立老人保健施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、診断書及び証明書の交付に係る手数料等に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区立老人保健施設条例の一部を改正する条例

東京都台東区立老人保健施設条例（平成12年3月台東区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「診断書」の次に「又は証明書」を加え、「1通につき3,000円の手数料」を「別表に規定する手数料」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第2項から前項までの利用料金及び手数料のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第4条第1項の規定により消費税が課されるものについては、当該金額に同法第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分		単位	金額
診断書	簡易なもの	1通につき	3,000円
	複雑なもの	1通につき	5,000円
証明書	簡易なもの	1通につき	1,000円
	複雑なもの	1通につき	3,000円

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。